

令和3年第1回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和3年7月19日(月曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和3年7月19日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年7月19日 午前11時39分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課保育園長 清高德子君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1 番 時 松 昭 弘 君

6 番 大 塚 英 博 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を7月19日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 7. 19)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

梅雨も明けまして暑い日が続いているように感じております。いかがお過ごしでしょうか。このところ1日を通して不安定な日が続いているようにも感じております。雨にも体にも十分な注意をお願いしたいと思います。またコロナ対策といたしましてワクチンの接種が始まっております。おおむね7月いっぱい医療関係者それから高齢者の希望者の方が終わる若しくは終わったというふうに聞いております。引き続き個々の感染予防対策をお願い申し上げるところです。

さて、本日は令和3年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内申し上げましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、まず最初に渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、第1回の小国町議会臨時会ということでお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。議案の中身といたしましては、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、それから本年度の一般会計補正予算について、そして公共工事請負契約の締結についてお願いをしたいというふうに思っております。また終わってから勉強会もお願いしたいところでございますし、本臨時会終了後に中学校中体連の報告等々、そしてお願いもしたいところがございますのでどうかよろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和3年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 時松昭弘君

6番 大塚英博君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第34号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、改めまして議案集の1ページをお願いいたします。

議案第34号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。

令和3年7月19日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附則といたしまして、

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由といたしましては、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

それでは私のほうから、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について御説明を申し上げます。総務課資料（1）に新旧対照表を付けてございます。熊本県市町村総合事務組合は平成16年に設置された事務組合で、業務は職員の退職手当事務、消防団業務等に係る損害賠償事務、地方公務員等災害補償に関する事務、交通安全見舞金事務、自治会館の設置、運営、管理を主に行っている組合でございます。この組合は10市23町8村29組合等の70自治体で構成されております。今回の規約改正は構成員である「くまもと県北病院機構設立組合」が「玉名市玉東町病院設立組合」に名称を変更するため、現在の参加構成組織にて規約改正の同文議決が必要となるためでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第34号につきまして質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

議案第34号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第35号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）
について」を議題といたします。
執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第35号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）を
別紙のとおり提出する。

令和3年7月19日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊、補正予算書（第2号）をお開き願います。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千632万円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ75億6千94万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月19日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木忠生君） 私のほうから令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、補正予算書により内容を説明させていただきます。それでは、第1表といたしまして、2ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。3ページは歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。5ページをお開きください。5ページの上段の保育園費として130万円を計上させていただいております。これは現在工事中の宮原保育園に増築している園舎に洗面流しユニットを設置するものでございます。幼児用の手洗いシンクと清掃用の流しシンクが付いたものが一つになっていますが部屋ごとに1ユニットずつ、合計で二つのシンクユニットの設置を行うものでございます。財源につきましては、全額ネットワーク事業基金繰入金を充当いたします。

次に、5ページ中段の団体営土地改良事業費で総額750万円を計上させていただいております。当初予算の水利施設等保全高度化事業により、土田水路と城村水路の整備を計上しておりました。今回補助金の追加内示により、城村水路の老朽化が著しく漏水が発生している水路トンネル部分の改修を行うものでございます。その調査測量設計委託料として400万円、水路整備工事費として300万円、水路新設に伴う立木補償費として50万円を計上させていただいております。財源といたしましては、県支出金が621万円、分担金が30万円で残りは財政調整基金を充当いたします。

次に、5ページ中段の危険住宅移転費で300万円を計上させていただいております。これは土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンにより土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域通称イエローゾーン外の安全な地区への移転に対して補助を行うものでございます。補助金の上限は300万円で今回1軒分を計上させていただいております。財源といたしましては、全額県支出金の危険住宅移転費補助金でございます。

次に、5ページ下段の教育総務費、事務局費で72万円を計上させていただいております。これは近年小国町でも夏は酷暑となる中、小国高校の生徒の学習環境及び健康管理面を考慮して令和3年度から5年度に空調設備をリースで導入予定であるが初年度である令和3年度分は保護者負担で全額を補えないため小国町、南小国町で一部を補助し円滑な地元高校の支援を行うものでございます。財源といたしましては、全額ネットワーク事業基金繰入金を充当いたします。

次に、6ページ上段の農業用施設災害復旧費で380万円を計上させていただいております。これは令和2年7月豪雨により被災した被災地及び工事用道路用地を購入するものです。また、災害箇所の電柱移転を行うものでございます。財源といたしましては、全額財政調整基金繰入金

を充当いたします。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。今回の補正に対する歳入になります。先ほどから説明させていただきましたが、歳入に伴う補助金等の説明を4ページに掲載しております。今回、補正額の補助金以外の歳入不足分につきましては、分担金、ネットワーク事業基金、財政調整基金を充当する予定でございます。

以上で、簡単ではありますが今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。

御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第35号について質疑に入ります。

なお、歳入歳出一括して質疑をお受けいたしたいと思ひます。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 団体営土地改良事業費で今年度中に工事を実施するということで追加補正がありました。先ほど財源の説明で県が621万円そして農家の分担金が30万円ということでありましたけれども、工事がこれで予算が通って実際入札という運びになると総額70万円ぐらいの農家負担が発生するわけです。結局ただそれは水路ですから個人の農家の財産でもありませんし、上田みたいに農事組合法人があるわけでもありませんのでいわゆる任意の団体というかそれぞれ農家の人たちがお金をその反別に出し合っただんそういう水路の管理なんかもされているところですので、70万円用意しろというふうになるとまたそこで集めないといけないということではなかなか農家の方が言われていたのが、米が昔のように高かったらもうこれでするから出してねということでは言いやすいのだけれども、もう今その米を作ってもそんなに利益も出ないのになかなかそう簡単に右から左に出せるようなお金はないのだということで農協に実際お金の融資の話に行ったそうです。ところが要するに法人格もないところにはお金は貸せませんよということで融資も断られたということで非常に困られていたわけです。そこでやはり大事なものはこれ災害復旧工事にも重なる部分ではあるのですが、農家の立場に立って少しでもそういう工事費を安く抑えるということが農家負担の軽減にもひいてはつながるわけですから非常に重要だと思います。そこで確認なのですがこれトンネルの工事ということでなかなか小国町自体がそういう水路のトンネルの工事をしたことというのは少ないと思うのですが、まず小国町の指名業者にそういうノウハウを持った実績のある業者はありますか。

建設課審議員（小野昌伸君） おはようございます。お答えしたいと思います。

地元説明時には議員も一緒にいらっしたかと思ひますが、まず工法検討というところからうちはスタートしております。後ほど指名が云々というのはお話ししたいと思います。まず工事費を安く上げると。まず申請の要因は水路トンネルが非常に管理しにくい。崩落した場合は水がそれから先は行かない。その中の土砂を撤去するのも非常に難しいというところで何とかしてくれないかという要望がありまして、うちのほうもまずはオープンにしようと。全部いつでも

維持ができるようにもう抜きをやめて遠回りにはなるのですが全部水路をライニングしたいとまずこの案を考えました。これが今抜きが44メートルあるのが外回しをすると110メートル。もちろん外回しをする分高くなりましてこれで3千200万円程度かかる。2案目が今の抜きをきれいに全部やり直す。後ほど工法は説明しますが中をコンクリートで風船を膨らますというような工法ありますので、それで内側を保護していくという感じでこれを検討しまして2千750万円。今回提案したのが別ルートでトンネルを掘削しまして20メートルで推進工法で抜いていく。それから32メートルは開削をしていくということでこれが2千500万円。いつの場合もこういう経済比較は農災だろうが公共災だろうが道路改良全て3案ぐらい比較してこの2千500万円ということで決定して地元におろしております。先ほど言ったようにこの3%で75万というものを用意していただかないようになっていますが、工法としてはうちも最善を尽くして一番安い案というかたちで地元におろす。確かに3%非常に高い負担金になっていると思いますが今のところ条例3%、施設の3%ということでお願いしているところでございます。今おっしゃったように推進工法というかたちで特殊工法になります。開削においては通常の業者でできますので分離発注というかも一括発注をしたほうが経費も安く上がりますので、推進工法だけ分けてまた開削だけ分けてということになるとお互いに経費がのりますので非常に2千500万円以上、また負担金にも影響しますのでどんなに落札率が低くなったとしても影響は及ぶと思います。一緒に発注した時にそこはまた今設計を煮詰めているところなので主たる工事というかたちでどちらのウエイトが、まあ推進のほうが高いとは思いますがそこは内容を推進工法、今設計段階に入っていますのでそういうかたちで今までそこを小国の業者がしたという例は私は聞いたことがありませんので、もうトンネルというかたちでいきますので機械を入れていくということになる。その指名に関しては内部で煮詰めさせていただきながら小国の指名業者にするのかその推進の技術を持ったところの指名業者にするのか。そこは検討したいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） はい。やはりそういうノウハウを持った指名業者は町内にはいないということでしたので、やはり私分離発注なんかしないでいいと思います、一括発注で。自前の技術で施工できる業者を指名に加えればいいわけですよ。何も私はその町内業者を排除する必要はないし、それでなるべく2社、3社、4社とノウハウを持った業者と一緒に参加させて9社プラス、その上で競っていただいて結果として小国町内の従来の指名業者が落札して下請けに出したとしてもそれで結果元請けでそういうノウハウを持った人たちよりも安く入札できたのであればそこに町内の業者と契約すればいいし自前のノウハウ、実績のあるところが安く1位でしたらそこに入札契約をすればいいわけですから、やはりそういう私はもう何も突拍子もないことを言っているつもりはありませんのでぜひその辺は検討していただきたいし、だからどういうところがそういうノウハウを持ったところかというのを建設課としても当たっていただければというふうに思いま

す。

次にこの小国高校支援補助金ということで、空調設備を入れるためのということで非常に意味は分かるのですが1点確認です。これを小国高校に入れましたと。その空調設備の使用権は小国高校にあると思うのですけれども、所有権はどこになりますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） はい。今回、町のほうで補助金みています空調機の件につきましてリースになりますのであくまで設置会社のものになるかというふうに思います。

5番（児玉智博君） なるほどわかりました。それで所有権はそのリース会社が持つということになりますので、逆に言えば小国町には何の権利もないとなるのですね。それでなんて言ってもこれ県立高校ですよ。それはもう施設管理、県の教育長が責任を大体持たないといけない。だからそれを持ってくれないから津江からきている子供もいるけれど多くは小国、南小国町の子供だからということでやりますというのはわかりました。ではやっていいと思うのですよ。ただしその前にもうちょっと何かこう県にちゃんと小国ももう熊本市並みに暑いのが早くやってくれという話をしたのかと。そこでやっぱりちゃんと力を発揮していただきたいのが麻生教育長ですよ。義務教育のほうですけれども長年熊本県教育委員会に奉職されて教育委員会関係にもお知り合いもいると思います。県立学校のほうの担当職員になるけれどもそういうところにコネクションを使って活用していただいて、小国高校にも空調設備をという働きかけをして予算を引っ張ってくるというのもあなたに求められている役割だと思います。何のために何十万円も小国町民があなたに毎月給料を払っているのかということだと思いますが、そういうことはされたのですか。

町長（渡邊誠次君） はい。教育長本人の口から言うのはなかなか御謙遜されるところもあるかもしれませんが、両町含めて高橋町長それから私、県議の河津県議にも非常に御尽力いただきました。もちろん教育長も表でも裏でもそうですけれども非常に働きかけをしていただいているというふうに思っております。その中で県の教育委員会のほうで計画が今あがっている段階でございまして、令和6年度には小国高校にエアコンが付く方向で話をしていただいているというところでございます。一昨年从小国高校のボイラーの件もございましたので、両町それから県議と一緒にあって要望もずっと続けてまいりました。その結果令和6年度からもちろん設計それから施工の段階がありますので2、3年はかかるかもしれませんがもお約束をいただいているというところになっております。その中であと3年間、3年度、4年度、5年度その3年間は去年のコロナウイルスの件もあって去年もリースはさせてもらいましたけれども、来年再来年の分は育志会のほうでしっかりと準備できますが、7月の小国高校の魅力化と永遠の発展の会でも話が出たのですが今年度の分だけはどうも間に合わないののでできれば両町でお願いしたいというところを受けました。3年間の内の1年間分ということでございましたので、高橋町長それから教育委員会とも話して臨時議会の時にお願ひさせていただこうというのも両町で共有させてもらっているところでございます。児玉議員がおっしゃられることはわかりますけれども、なかなか

表に今までは出ておりませんでしたけれども教育長非常に御尽力をされていると思います。

よろしく願います。お世話になります。

5番（児玉智博君） はい。では具体的にどういった働きかけを何回やったのか。やっていますと言われればやっているのだらうなと思うのですけれども、それをどの程度やっているのかと。今県議会議員も一緒になって要望したというふうにいわれましたが、どのようなかたちでそれをやられているのですか。要は県議会に行って担当者を議員控室に呼んでもらってそこで交渉をしたのですか。それともまた違ったかたちでやったのか。それを何回やったのかというのも問われると思います。1回やってそれでも令和5年度ですんでいますからと言って、そうなのですねと言ってそこで引き下がったのか。それともこのリース料がありますけれども5年度までにリースで何とかしてくださいというような、やはりそこは交渉だと思うのですよ。町と県の関係においても、どうにかたちでやられたのか、具体的に教えてください。

町長（渡邊誠次君） はい。教育委員会との打ち合わせの部分は教育長がお答えいただけると思いますけれども、私のほうは前回の打越校長と一緒に議会のほうに2回要望を県議と一緒にさせていただきました。それから当然のごとく打越校長は教育委員会の部署もありますけれども施設課だと思います、そちらにもずっと足しげく何度となく通われておりました。その結果令和4年度設計、令和5年度の施行、そして令和6年度から早くエアコンが設置できるのではないかといいところでしたけれども、通常は高校どちらも皆さん卒業されたところ多分PTAのほうで御尽力されてエアコンのほうは設置されているのではないかなというふうに思います。小国町非常に昔から寒い所ということで県のほうではボイラーの設置をさせていただいております。その部分もありましたけれども、やっぱり夏が厳しくなっているということも加味して非常に教育委員会のほうも考えていただいて、今回令和6年度で県費で設置していただけるというような計画を上げてもらっておりますので小国町としてはなかなか県費で設置していただけるというお約束もそんなに簡単ではないというふうに私は思っております。足りないようであれば交渉をもっとすればよかったのかもしれないかもしれませんが高橋町長も私も県議も歴代の校長先生も、打越校長は直接私と町長になってから何度か話し合いをしながら両町でも話をしながら県庁のほうにも行かせていただきましたので、その部分では3月か4月かちょっとすいません記憶が曖昧ですけども県のほうから御返事というか令和6年度にというお話をいただいたときには正直3年間あるのかという気持ちもありましたけれども、私としては県費で設置をさせていただけるという計画があること自体が非常にありがたいのではないかなと受け取ったところです。

以上です。

教育長（麻生廣文君） はい。まず教育長としてどうした部分の活動があるのかというところでございませう。議員も御承知のとおり教育委員会は県立高校については確かに管轄外ではございませう。ただ小国高校に関しましては私どももしっかり地元の学校でもございませうので後ろで応援できる

部分についてはしっかりやっ払いこうといったところで取り組んでいるところでございます。これはこの空調設備にかかわらず毎年小国、南小国両町が小国高校の魅力化と永遠の発展の会あたりいろいろな点で支援をしておりますので、そうしたことを県の教育委員会にきちんとお伝えするといったような部分がこれは大事だなと思っておりまして、令和元年度につきましては両町長及び総務課長それから教育長で当時の教育長のほうにお伺いしまして実際にこういうことをやっておりますと県のほうにもいろいろなことを支援等をお願いしますということをやりました。一応こうしたことをこの小国郷だけでなくほかの地域でもしているところございますけれども、こうした報告あるいは直接の陳情とまではいかななくてもこうしたことを頑張っていますよといろいろな点で県のほうも御支援をお願いしますよということについては昨年度も一応計画はしてございましたが昨年はコロナ関係ございましたので実施しておりません。その辺についてはちょっと心もとないと思われる部分があるかなと思いますけれどもこうした部分コロナが落ち着けばまたいろいろな点でやっていきたいなと思っております。ただ県立高校でございますので私個人としてとかいうことではなくて、そこにつきましては町長等も一緒に入って動いていただくほうが良いというふうに思って最初のところはそうした部分の音頭取りといった部分でこれまで1回をやってきているといったところでございます。あと日常的に高校の校長先生あるいは事務所等を通じてお話ができる部分についてはしてございますけれどもそこは県立と義務制の違いという部分はしっかりわきまえて話をしていく部分でございますので、そうした部分についてはどうぞ御了承いただきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） もうこれ最後にしたいと思うのですけれども。2人が答弁されましたけれども何かふわっとしかどういふ動きをしているのかというのがわからないのです。だから結局いろいろ答弁されましたけれども教育長が言ったのは小国、南小国町の町長、総務課長それと教育長、計6名になると思うのですけれども、それで当時の令和元年に県教育長に面会して直接要望されたということと言われておりました。町長が言われたのは、県議会に行って要望したという。

町長（渡邊誠次君） 県庁です。

5番（児玉智博君） いや県議会に言ったというふうには言われたので、そこら辺をもうちょっとはっきりさせてほしいのですけれども。それを要するに町長が言われたのが1回。直接のやりとりというのは2回しか結局されていないのかなと思ったのですけれどもそうなのですかね。ちょっとどういう動きをされているのかわからないのですけれども、だから教育長が直接行かなくても事務局の担当職員に、どここの部署の誰誰にちょっと会って話をこいと、そういう事務局レベルでのそういうやりとりなんかを積み重ねていって、その上で自分が教育長と町長を連れて行って会ってというようなやっぱりその1回の交渉で終わらせて県が予算付けるような話ではないと思うのです。最後に具体的に何回そういう折衝があったのか分かるような答弁をお願いします

す。

町長（渡邊誠次君） はい。県議会の議長宛てに文書を出したことはございませんが、当然県議会の中でも先生方に小国高校についてお話はさせてもらっています。それから県庁のほうでも職員の方たちも含めて私も少し知り合いがございますし、皆さんもたくさんの方に言われてお願いをされていることもあるかもしれません。いろいろな働きかけで簡単に私は公立高校に県が予算を付けてエアコンを付けていただくことというのは私はあんまり今まで聞いたことがございませんので、本当に令和6年度に付けていただけて正直ありがたいなというふうに思いました。1回、2回と回数の部分で正式には1回、2回かもしれませんが働きかけは1回2回では交渉事は成り立たないことは議員もおわかりだというふうに思っております。この交渉を続けてこの予算を上げられるのも令和6年度にエアコンが付くという大前提のもとで今回1年分のリース代をここに予算を計上させていただいているという結果でございますので、是非ともこのエアコンが令和6年度に付くところを含めて皆様方には考えていただいて交渉はなかなかそんなに簡単ではないというふうには私は思っておりますが教育長それからここにおられる議員の方たちも含めて皆さんのお力のおかげで今回は夢といいますかエアコンが付いたのではないかなというふうに思っております。

漠然としておりますけれども、私からは以上です。

教育長（麻生廣文君） はい。直接教育委員会としてしっかり活動しなさい、とお話を大変しっかり受け止めていきたいと思っております。ただ何度も申し上げますが県立高校と義務教育学校との単なる縦割り行政というようなことでは考えたくないと思っておりますので、いろんな点での努力はしていきたいと思っておりますが直接私が例えば担当者を派遣したりといった部分につきましては、これにつきましては多分どのようなことで職員に旅費もつけられないような状況に多分なると思いますので、そこにつきましてははっきりルート等を考えあるいは教育委員会で何ができるかというのはそれに合ったもので、議員の皆様全員の方が納得されるかたちで行いたいと思います。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

関連ですけれども先ほどの小国高校のエアコンリースの件ですが、まずは長年の課題ではあったと思いますので令和6年度で県費で設置をしていただくということに関してはかなり進んだ話になったのではないかなと思っております。その点につきましてエアコンリースまず2点お聞きしたいのですけれども。近隣市町村にあります阿蘇中央高校、県立ですね。それから高森高校。他市町村の高校のエアコン設置状況はどうなっているのかということをお伺いしたいのと、それから小国高校も教室がたくさんあると思います。各クラスごとの設置なのかそれともほかに教室

が理科室、技術室、音楽室等あると思います。そういった所まで設置していただけるのか、そちらお答えいただけますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） はい。教育委員会のほうで把握しております中では、県内の県立高校で小国高校、阿蘇中央高校あと蘇陽高校が空調機が設置されていない高校というふうに聞いております、3校。そのほかは設置されている。すいません、矢部高校です。3校というふうに聞いております。ですので郡内でいけば、高森は設置がされているというかたちになるかと思えます。あと阿蘇中央高校も今保護者を中心にして検討されているという話は聞いておりますけれどもまだ設置には至っていない。それから今回リースで設置しますエアコン空調機につきましては、3学年の普通教室5クラス、5か所に空調機を設置するということで見積りを出して、今回予算を付けさせていただいております。

2番（江藤理一郎君） はい。5クラス分設置していただく。特にクラスで活動することが多いと思いますのでもちろんそのクラスごとで設置していただくのはもっともだと思いますけれども、それ以外で例えば音楽関係で吹奏楽部がございます。吹奏楽部も本当に汗だくになりながら夏場は練習されていると。夏休みの練習なんかは町内それから南小国の施設を借りて練習をされているというふうにお伺いしておりますので、このあたり特に屋内で活動する部活動関係の教室はこのクラス以外にも早めに設置をお願いができればいいなと思えますし、特に吹奏楽部なんかは機材を移動するのが大変ですのでできれば小国高校内の教室にエアコンが付くと生徒はとてありがたいと思いますので、その辺りできればまた追加で御尽力いただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） はい、応援していただけるということで非常にありがとうございます。今回はリースのことでございますのでリース代計上させていただきました。そして令和6年度設置した後やっぱり小国高校のことはまずは両町で話をしっかりしていく、それからの小国高校の魅力化と永遠の発展の会のそちらのほうでもできるだけ魅力あふれるような小国高校にしていきたいという両町の町民の思いがありますのでぜひともその思いを大切に、また南小国の高橋町長ともそれから関係者ともしっかりと話をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 教育委員会は離れまして、災害復旧費が出ています。これで用地購入をすると思えますから、どういう用地を取得してどういう工事になるのか説明していただきたいと思えます。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思えます。

まず場所的には大字北里奴留湯地区というところがありまして、奴留湯地区の上流部の土石流危険溪流奴留湯川というところがあるのですが、その沿線が1工区20メートル、2工区40メートル、合計60メートル、高さ10メートルに及んで溪流のほうに農地が崩れ込んだというところで現在3分の1ぐらいは農地が減っているという状態で大規模災害でございます。普通の農

災であれば畦畔工について普及をすると。でもこれだけの災害が起きれば畦畔工の復旧だけではいけないということでまだ2次被害。下流域の小屋も1戸崩壊しておりますし、町道側のほうにも多量の土砂が流れ込んで非常に大変だった。除去等にも地元住民、業者と合わせて2、3日かかったという状態でありました。これの災害復旧といたしましてはまず法面をもう安定勾配で切る。もう田んぼの面積が減ってもいいということで地権者からも了解得ていまして、今ニュースとかでかなり話題になっていますが盛土をして復旧する工法はもちろんありますけれども、それにはとてつもない高さが10メートルあるものですからかなりの擁壁そして盛土のしっかりとした締固めが必要になってきます。それを考えたときに農地は減ってもいいので安定勾配で切らせてくださいというかたちで査定を受けました。無事査定も通りまして1割で切っていくって田んぼの面積が減るのですが、その法面とその下の排水路工をU型の600というサイズのU字溝を約100メートル敷設をしまして2次災害を防止しよう。その時に工事用道路として130メートルの工事用道路を入れます、町道から工事をするために重機等を。これを本当は工事用道路ですから工事が終わったら除去するのですが将来的に農地保全施設というのが補助率は施設と同じ今回0.03%という高率補助になっていますが、その工事用道路を将来的に残して再度被害が起きた場合もうちがすぐに土砂除去とかいろんな法面の観察をずっとしていけるようにこの農地保全施設というのは工事用道路も併せて水路の施設、法面を町が管理してきなさいという規定がありますから今回は工事用道路130メートルの幅員3メートル分を買収する。あと法面の部分も一部買収するというかたちで用地の分が280万円。そこに電柱が2、3本あったと思いますので電柱の移転を合わせて100万円上げて今回380万円の補正を上げさせていただく。将来的にはもう一応農地の災害というよりも土石流の管理としてうちが将来的に管理していくって下流直下の人家を守るというかたちの災害復旧なっていますので、土留めというような感じで今回上げさせていただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） はい。私は議案第35号令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場からの討論といたします。この全ての面において必要な予算であるというのは全ての款項目についていえることだと思います。ただし一言だけ申し上げさせていただきたい。教育費、事務局費の小国高校支援補助金。空調設備のリース料のうちの1年間分を町が負担するというものでありました。質疑でも述べましたように、県立高校です。そもそもそういう施設の

維持管理については県が責任を負わなければなりません。それに対し町がお金を出すというのはよほど慎重にならなければならない。大体町立学校の施設についてもまだまだやらなければならないところがあるはず。そもそもその町が責任を持つべき町立小中学校あるいはそのほかの社会教育施設などを先置いて高校にお金を出すわけですから、やはりそこは町民の理解を得るためには相当な汗もかき知恵も出さなければならないというふうに思います。それで町長や教育長の答弁では、それでも町長、教育長それぞれの行政担当者が県議等いろんな人たちの協力を得て交渉を重ねた末に令和6年度には県がきちんと常設の空調設備を設置してくれるようになったのだということ。確かにそれは私も前向きに評価したいところではあるのですが、ではそうになったからこれを町が直ちにいいとなるとは私は思いません。やはり先ほども言いましたようにそれではその間のリース料金を県費で負担してくれませんか、このもう一押しの交渉は必要だったのではないかと思います。その結果いやそれは難しいというふうになれば保護者、町が折半してやっていくということで、やはりそういったきちんとしたプロセスを経た上で予算というのは執行されていくべきだったのではないかなというふうに思いますが、ただし言われるとおりの大変暑い夏の猛暑日なんか小国町でも記録されるようになっておりますので、そういった子供の学ぶ環境を整えるということは理解をいたしますので予算については賛成いたします。

議長（松崎俊一君） 次に、反対討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第36号 公共工事請負契約の締結について（町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集3ページをお願いいたします。

議案第36号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め

る。

令和3年7月19日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

- 1 契約の名称 町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1億2千45万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地
株式会社 橋本建設
代表取締役 渡邊 建英

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） はい。それでは私のほうから御説明申し上げます。

別紙の総務課資料（2）を御覧ください。開札調書でございます。入札日は令和3年7月7日です。午前10時におぐに町民センター、301号室で工事の入札を行っております。工事場所は阿蘇郡小国町大字宮原柏田地内です。工事の名称番号は、補第80号、町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事です。予定価格が1億2千430万4千400円。比較価格が1億1千300万4千円でした。工期は令和4年3月4日となっております。10社の指名をし橋本建設が入札価格1億950万円、消費税込みの1億2千45万円で落札し7月9日付けで仮契約を結んでおります。参考までに公共工事請負仮契約書の写しを付けております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

建設課長（時松洋順君） 失礼します。

私のほうから工事の概要について御説明したいと思います。資料（1）建設課と朱書きしてある資料があるかと思いますが、そちらで御説明いたします。資料につきまして1ページ目に概要が書かれております。2ページ目につきましては配置図でございます。朱書き及び斜線で示してある部分が今回の工事の該当等でございます。最後にA3版。こちらにつきましては色彩計画図でございますが工事の内容について図示してあるものでございます。資料1ページに戻っていただきまして概要を御説明させていただきます。柏田団地の2号棟、4号棟の2棟、32戸について外壁・屋根等の改修を行うものでございます。概要といたしましては金属瓦屋根を新設いたしまして屋根の下地、外壁等舗装のやり替え、建具といたしましては玄関の扉等の交換が工事の概要となっております。

私のほうから説明は以上です。

議長（松崎俊一君） これより、議案第36号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 資料で開札調書を付けていただいておりますけれども、大体公共工事というのは予定価格も公表しないというところもあるわけですが、小国町の場合はもう全ての予定価格は公表するというふうになっています。何でその予定価格を公表しないかという大体予定価格が出ると大体それが目安になって競争原理が働きにくいからという理屈で公表しないのですけれども小国町はそれを公表している。それはいいと思います。一方で最低制限価格というのは公表されておられません。予定価格を公表しているので大体その目安というのは入札に参加する人たちは分かるわけですが、その上で最低制限価格を公表しないというのは、公表することによってどういった不利益があるのですか。誰に対してどんな不利益があるのか教えてください。

総務課長（佐々木忠生君） 小国町の場合、最低制限価格のほうの公表をしておりません。実際下限といいますか制限価格がありますので、それを下回るような粗悪な工事等が発生しないような部分で最低制限価格の公表はしていないというところでございます。

5番（児玉智博君） それは説明になっていないと思うのです。というのが1回ありましたね最近何の工事だったかわかりませんでしたが、多分丸を1つ書き忘れたかなんかで最低制限価格を下回ってしまい1社失格になったというのがありましたので要するにそれはそうおっしゃるとおりです。最低制限価格を下回れば粗悪な工事になると思うからというので、だからその最低制限価格というのがあるわけで。だからどうせその最低制限価格を下回れば失格になるわけでしょう。それと公表するのとししないのとは何の関係があるのですか。要はそれを公表したところでみんな当然それを上回る入札をするわけですよ。上回る入札をするからその粗悪な工事には直ちにはなり得ないというふうにするのです。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

総務課審議員（佐藤則和君） 先ほどの最低制限価格を公表しない理由ということで、即答できませんでしたがお答えしたいと思います。

入札で著しい競争が働いた場合下のほうの価格に張りついたときに、同じ価格で皆さん同札で入れてくじ引が横行するということ防止したいというものと、同じような工事ですら最低制限価格が公表されておられますと事業者が積算等の努力をしなくなるということと、それによって事業者の育成ができないということでその辺を防止したいという旨で最低制限価格の公表をしていないということでございます。

5番（児玉智博君） もう限りなく最低制限価格を公表すれば要は下のほうにみんなが大体その最低制限価格に1円とか1円というと極端ですけれども、1万円とかそれに上乗せした分を入札したらくじ引になるからという答弁でした。やはり実際そういうふうになるのかなというような気がしますけれども要は商売というのは利益を出さないと商売ではないわけです。そんなことばかりしておくと赤字を出し続けるならその事業者自体の存続というのができなくなるので本当にそうなのかなというような気がします。ただやはり私はそれを逆に捉えれば公表すればその総務課審議員の答弁どおりの原理が働くのであれば、それは要は落札率が低くなって工事費が抑えられるというそういうポジティブ面のことにもなるのではないかというふうに思うのです。それで小国町は予定価格を公表していますけれども今どうなのか知りませんがちょっと前までは予定価格も公表しないというのがほとんどスタンダード、主流だったのではないかなというふうに思います。だから予定価格も公表しないかわりに最低制限価格も公表しない。それを全部包み隠すというか公表しないというのがこの間の流れだったのです。ところがどうかといいますと今の小国町の予定価格を公表した中での話です。ある程度落札率というのが98%とか97%とかそういう非常に高い落札率で固定してしまっているというのが今の状況になるのではないかと思います。ある程度だから予定価格も公表するのであれば最低制限価格まで公表してしまうと。その上で落札率も下げていくという流れにしていくべきだということを申し上げまして、この辺で終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） お聞きしたいのは記憶によれば4年前か5年前、柏田は2号工事をやっております。その時の価格は今とでは物価高騰により何千万円か変わっております。これが7月7日に入札していますが、今日の会議を終えて本決まりとなれば業者も今からいろんなものを発注してやっていくと思います。今テレビのニュースなんかでやっているとおり鉄やら銅やらいろんなものが高騰しております。業者はこの時の価格でいいのか、これからまた上がった価格はこれに上乗せするのか。

もう1つお聞きしたいのは、前のときに途中でクラックが発見されたと思います。その時にまた足場を組んだような経緯があったと思いますが、この点はクラックの検査かなんかをちゃんとしているのか、お聞きしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

今おっしゃられているのが多分鉄骨の高騰化ということで今、木材のほうも高騰化しているということでこのコロナ禍の中で世界的状況でアメリカ、中国特に中国のインフラ整備が進んでおりまして非常に鉄骨の需要が上がりまして生産が追いつかないという状況で鉄骨が高騰しております。積算の場合も当初設計より約2倍近い単価が上がっております。この金額で設計をしております。今回屋根に使う鉄骨の部分ですが、陸屋根の部分で三角屋根にするときのH工の部分

ということで高騰化しております。単価は1.9倍アップということで。現在の動向を見ますと少しはコロナ禍も終息まではいきませんが、インフラ整備に伴いまして鉄鋼業も需要を上げていくというかたちで2倍程度の単価アップ率は上がっておりませんので、今回入札残も500万程度ありますものですからこの中で泳げる範囲かなと思っております。また高騰が非常にこの世界の情勢見ないとわかりませんが、上がった場合はその辺はまたお願いする可能性もあるかと思いますがその点はよろしくお願ひしたいと思います。それからへアークラックの部分は一応調査の段階では1階は目視で確認できますので1階は目視をしております。2階、3階、4階においては実際塗装するときに足場を組みます。足場だけでも1千300万円ほどかかります。足場を組んで一つ一つ、1部屋1部屋、外壁を調査していきますからその時点で調査の段階で足場を組むとまた1千300万円、2回ほど足場を崩してまた足場を組まないといけないというかたちで倍以上のお金がかかりますから、今回足場を組んでその中で目視をしていくということで去年はちょっとできませんでしたので、一昨年は200万円から300万円の増がっていますので今年も建設年度を考えればそれぐらいの増額はあり得るかなというふうに考えておりますので極力ないよというかたちで私たちが願ひしていますが、地震等もあっているものですからしっかりと目視をしながら変更に対応していきたいと思っています。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

柏田住宅に関しまして私が昨年4月11日ごろだったと思いますけれども、住民の方からプレハブ倉庫に穴が開いているというところと、それから高齢者が非常に多くなってきたものですから集会所への上がり口のほうの段差があり過ぎてその辺りすりつけなどが検討できないかという件。それからまた水路に関しましても非常に高低差があるために、もし何らかの要因で住民の方々が落ちたりとか子どもさんが落ちたりとかすると危険な場所があるのでその辺り改善をお願いできませんかと。特にプレハブ倉庫に関しましては穴が開いていてそれを住民の方で涙ぐましい新聞紙やら何やらで埋めたりして獣が入らないように処置をされておりました。この辺り例えばもう1年以上前のことになりますので、こういった工事の中で組み入れていただけるのかどうか、その辺りお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（松崎俊一君） 工事請負とは直接関係がないかと思いますが、答えられる範囲で願ひします。

町長（渡邊誠次君） 先々週だったと思います。1号棟の方とお話をさせていただきましたので、町としても鋭意努力していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） もう1点ちょっと聞き漏れがありましたので。

その前に、先ほどの答弁で総務課審議員が最低制限価格を公表すると、要はもう参加事業者が積算の努力をしなくなると。そうすると地元業者育成に反するので公表しないということがありました。そうであればもう既に予定価格を公表している時点でその積算の努力をしなくなり始めるのではないかなと思うのですけれども、その答弁と今の実情との矛盾点について説明をつけ加えてください。

それと今回10社指名されております。落札した橋本建設は地元業者ということですが、そのほかはもう全てが町外の事業者になると思います。これどういった基準でこの10社選定されたのか簡単で結構ですので説明をお願いします。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。一つ目の質問だけお答えしたいと思います。

県のほうも今、予定価格公表で最低制限価格は公表してない。業者育成という意味では昔はやっぱりうちの積算と業者の積算かなり開きがあっていました。今は積算のプログラム、データ、費用をかけながら各業者も全てそろえています。この建築だけではなくて土木積算システムを入れてほぼうちの積算と変わらないシステムも入れています。そこでやっぱりそのうちの閲覧を見ながらしっかりと積算のノウハウを覚えていただくというこれはもう県の指導のもと出しております。入札の場合もただ札を入れるだけではなくてそれぞれの項目にきちんと積算の根拠というのを出してもらっていますので、それがいかに私たちの設計と近づいているか。そういうことで業者のほうも積算に対しても勉強していくということで、もちろんそれが実行予算にも跳ね返りますので最低制限価格の公表があれば先ほど総務課長が言ったように実行予算が組めない場合もたくさんありますから、実態にそぐった積算を業者が努力をしていただいで積算をしていただくというかたちで今はそういう積算システムを入れていますので、そういうかたちで業者育成というかたちでもあるかと思えます。一つ目の質問だけです。

以上です。

総務課審議員（佐藤則和君） 競争の話なのですけれども予定価格の場合はそれを上回ることはできませんので、それ以下のほうで競争原理が働いていくと。最低制限価格の場合はもうそこに張りついてしまうので、そこで競争が働かなくなるということでございます。低く争った場合がですね。そういう説明でございます。

以上です。

総務課長（佐々木忠生君） はい。児玉議員のほうから後者のほうの御質問があった部分についてでございます。本工事につきましてはやはり金額も大きい1億と報告しております。そういう中で町内には1社しかそれを対応できるような業者が見当たらないという部分でございます。それを踏まえて県などの工事等も実施している県内の事業者を9社ほど入れて合わせて10社の指名をさせていただいております。

5番（児玉智博君） はい。だからその県工事に参加している業者を9社選んだということだと思

うのですけれども9社だけではないでしょう、そういう建築工事、県関係そういう公共工事を行っている業者が。その中でもこの9社が指名されているというその理由は何ですかということを知っています。

総務課長（佐々木忠生君） はい。これにつきましては設計書が上がりまして入札会を実施するというので、町長のほうから指名審査会のほうに諮問されますので指名審査会のほうで10社以上の中から指名審査会の意向として10社を入れさせていただいたというような経緯でございます。

5番（児玉智博君） その指名審査会には何社諮問されたのですか。その指名審査会を町長が諮問したということではいわれていますので、どういう基準でその選定したのを諮りましたか。

総務課長（佐々木忠生君） 基本的には指名ですので指名願等町のほうに出てきます。

5番（児玉智博君） 町長が諮問したのに何で。指名審査会で審査する立場ではないですか総務課長は。何で審査する立場の人がそれを答える。おかしいではないですか。そこはやっぱり。

議長（松崎俊一君） ちょっと発言やめてください。説明してください、総務課長。

総務課長（佐々木忠生君） はい。町長から諮問されてうちの町の審査会のほうで指名業者を10社選定して町長のほうに当然指名審査会の結果ということで報告をします。それを受けて町長のほうがこれで入札をしてくださいというようなことで進めております。

議長（松崎俊一君） 要点をまとめて質問してください。

5番（児玉智博君） だから、もうさっきまとまった用件を聞いていたと思うのですけれども、ちょっと的外れな答弁をされたので。だから、その9社を決めた上で町長に諮って町長はそれでオッケーですといわれたというのはそれはもうわかりました。ただ、もともとは9社以上、何社町長が。

聞いているのはもう2点です。町長は指名審査会に何社の指名について諮問されたのですか。何社あるかわからないけれど、それはどういう基準で町長はそれを選定して諮問されたのかを聞いておりますので、これはちょっと町長でないと思えられないかなと思いますので。

町長（渡邊誠次君） はい。諮問審査会で選ばれた事業所。

5番（児玉智博君） 指名審査会。

町長（渡邊誠次君） 指名審査会で選ばれた10社の皆さんで書類が出てきますので。

5番（児玉智博君） その前に諮問したのではないですか。諮問してないのですか。

町長（渡邊誠次君） 休憩をお願いします。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時30分）

議長（松崎俊一君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時37分）

総務課長（佐々木忠生君） はい。すいません。私の先ほどの答弁で町長に諮問という言葉を行いましたけれども、町長に諮問という部分ではなくて入札案件があれば直ちに私が指名審査会の会長でありますけれども会長が指名審査会を招集してその結果を町長に報告するというような流れでございます。今回の場合も10社の指名になっておりますけれども、もともとは13社ほどの候補者の中から10社を指名させていただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、公共工事請負契約の締結について（町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事）、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時39分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1 番 時 松 昭 弘 君

6 番 大 塚 英 博 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を7月19日の1日間とする。

1.	議案第34号	熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について 令和3年7月19日 原案可決
1.	議案第35号	令和3年度小国町一般会計補正予算（第2号）について 令和3年7月19日 原案可決
1.	議案第36号	公共工事請負契約の締結について（町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事） 令和3年7月19日 原案可決

小国町議会会議録
令和3年第1回臨時会

令和3年7月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電話 (0967) 46-2119